障害基礎年金と老齢厚生年金が

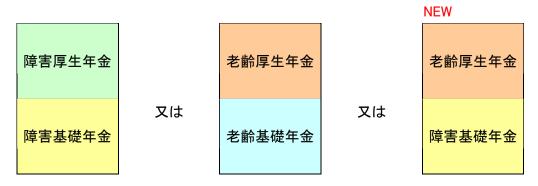
同時に受けられるようになります

これまでは障害基礎年金と老齢厚生年金を2重に受けることができる場合

(以前)
障害厚生年金
を齢厚生年金
又は
障害基礎年金
老齢基礎年金

というように上の2つのどちらか片方だけしか受けることができませんでしたが、平成18年4月1日より障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能になり、 次の3パターンから選べるようになります。

(平成18年4月1日以後)



上記3つのパターンの中から一つを選ぶことができます。

(備考)

同じ要領で障害基礎年金と遺族厚生年金も一緒に受けることができます。

(注意)

- 1. この受け方が出来るのは65歳以上の方に限られます
- 2.65歳時点で障害等級1級又は2級の人がこの受け方をすることが出来ます。
- 3. 老齢基礎年金と障害厚生年金を同時に受け取ることはできません

この年金の受け方が出来ることは、これまで2級の障害年金をもらっていたために老齢厚生年金をもらうことが出来ずに、年金額が少ないと思っていらっしゃった方には大いに助けになると思います。是非一度ご検討を。

なお、現在この改正に関するより詳しい冊子を<u>無料</u>にて提供しております。 ご希望の方はこちらまで住所、氏名を記入の上、電話・ファックス・メールに てご請求願います。

(なお、頂きました皆様の個人情報につきましては 冊子の配布、法改正、セミナー情報などのお知らせなどに利用させていただきます。)

請求先

北方社会保険労務士事務所 〒 6 6 1 - 0 9 5 1 兵庫県尼崎市田能 4 丁目 5 番 1 8 号 FAX 06-6492-3359 E-MAIL katsukita@black.livedoor.com

また年金相談全般もこちらで承っております。 はがき、メール又はファックスにてご相談願います(相談は無料) ご相談のほうは上記、北方社会保険労務士事務所までお願いいたします